

私募債を活用した事業承継の取組支援実施要綱

制定 令和5年6月6日5産労金金第335号

(目的)

第1条 この要綱は、中小企業の事業承継の取組の推進を支援するため、東京都（以下「都」という。）が、取扱金融機関と連携し、事業承継に取り組む中小企業の私募債を活用した資金調達と事業承継を支援する「私募債を活用した事業承継の取組支援事業」（以下「本事業」という。）の実施に関して基本的な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、使用する用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 中小企業 会社法（平成十七年法律第八十六号）で定義する会社であつて、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第264号）第2条第1項に該当するもの
- (2) 取扱金融機関 第3条により指定された金融機関
- (3) 私募債 金融機関が直接引受を行う社債
- (4) 支援機関 企業の事業承継の取組みを支援又は認定する機関等
- (5) 事業年度 本事業における事業年度をいい、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、事業開始年度においては、事業の開始日から最初に到来する3月31日までの期間を事業年度とみなす。

(取扱金融機関の指定)

第3条 取扱金融機関は、別に定めるところにより都が公募し、別に定める指定取扱要領に基づき都が指定する。

(補助対象事業者)

第4条 本事業の補助対象者となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、原則として次に掲げる要件を全て満たす中小企業とする。

- (1) 補助申請時点から起算して原則3年前の日が属する会計年度の初めの日以降にアからウのいずれかの支援機関による事業承継支援又はエの認定を受け、事業承継に取り組んでいる法人であること。本事業の補助対象とする支援事業等の詳細については別途定める。

ア 公益財団法人東京都中小企業振興公社

イ 東京商工会議所内のビジネスサポートデスク

ウ 認定経営革新等支援機関

エ 都道府県が行う経営承継円滑化法の認定

- (2) 東京都内に事業所を有する法人であること。
- (3) 取扱金融機関が直接引受者となり私募債を発行すること。
- (4) 以下の事業を営んでいないこと。
 - ア 宗教教育その他宗教活動に該当する事業
 - イ 政治活動に該当する事業
 - ウ 違法若しくは適法性に疑義のある事業又は公序良俗に問題のある事業
 - エ 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）により定める風俗営業など）
 - オ 連鎖販売取引、ネガティブ・オプション(送り付け商法)、催眠商法、靈感商法など公的資金の補助先として適切でないと判断される事業
- (5) 現在かつ将来にわたって、暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下「暴力団員等」という。）に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと。
- (6) 法令等で定める租税についての未申告、滞納がないこと。
- (7) 本事業による私募債発行に関して、他の補助金を受給していないこと。

（役割分担）

第5条 本事業の実施に当たっては、都及び取扱金融機関が次のとおり役割分担を行い、相互の協力により適正かつ円滑を期するものとする。

- (1) 都は、取扱金融機関を選定し、本事業の実施に必要な事項について、必要に応じて別途協定等を締結するとともに、必要な要綱等を制定する。

また、予算の範囲内において、中小企業が私募債発行時に要する費用の一部を補助する。

- (2) 取扱金融機関は、本事業に基づく私募債発行に関する審査を行い、中小企業の私募債引受を行う。

（私募債発行条件）

第6条 私募債の資金使途は事業性資金とし、金額・期間・利率等のその他の条件については、取扱金融機関の定めるところによる。

（都の補助）

第7条 私募債を活用した資金調達と事業承継の取組みを支援するため、中小企業が私募債発行時に負担する費用の2分の1以内の額を、上限額を200万円として、都が補助対象事業者に補助する。

ただし、対象とする費用は、保証料や利息等を除く発行時のみに発生する費用で

あって、あらかじめ取扱金融機関が都に申し出を行い、都の承認を得た手数料項目とする。

なお、消費税及び地方消費税相当額は補助対象経費から除外する。

(本事業の手順)

第8条 原則として以下のとおりとする。

- (1) 中小企業は、支援機関から事業承継の取り組みに関する支援又は認定を受け、事業承継に取り組む。
- (2) 中小企業は、取扱金融機関に対し、本事業による私募債発行の申込みを行う。
- (3) 取扱金融機関は、事業承継支援の内容を確認の上、中小企業が補助申請に必要な確認書等の書類を作成するとともに、私募債の引き受けを行う。
- (4) 都は、中小企業が負担する私募債発行手数料の一部について、中小企業からの申請に基づき、第7条により算定した金額を補助する。

(重大な違反行為があった場合の措置)

第9条 都は、取扱金融機関に、法令又はこの要綱に違反する重大な違反行為等があった場合、本事業の実施に当たり都が締結した契約を解除するなど、当該機関を本事業の実施主体から除外するため、必要な措置を講じることができる。

(その他)

第10条 都は、本事業を実施するために必要があると認めるときは、取扱金融機関に対して、私募債発行業務の状況その他参考となる事項について報告及び資料の提出を求めることができるものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則 (令和5年6月6日付5産労金金第335号)

この要綱は、令和5年6月6日から施行する。